

＜飛騨圏域の市独自の福祉医療制度＞

下呂市	助成対象	精神疾患の治療のために入院が必要な方のうち、 精神障害者保健福祉手帳3級 をお持ちの方。外来分は対象外。
	所得制限	あり(毎年9月、所得審査がありますので、郵送にてお知らせします。その案内を受領後、福祉医療費受給者証の更新手続きを行っていただきます。)
	助成内容	自己負担分助成(入院時の保険適用分のみ)※償還払い
飛騨市	身体障害者手帳	1級～3級 4級で非課税世帯
	療育手帳	A1～B1 B2で非課税世帯
	精神障害者保健福祉手帳	1級・2級 3級で非課税世帯
高山市	身体障害者手帳	1級～3級 4級で非課税世帯
	療育手帳	A1～B1 B2で非課税世帯
	精神障害者保健福祉手帳	1・2級 3級で非課税世帯 には保険自己負担分の 半額を償還払いにて支給
	戦傷病者手帳	特別項症から第4項症で、身障手帳4級

＜障害年金について＞

三つの要件

①加入要件

・**初診日時点**で、国民年金あるいは厚生年金に**加入**していること。

②納付要件

・初診日までに**保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が3分の2以上必要**。20歳前に初診日がある場合はこの条件は求められない。

③障害状態要件

・障害認定日において**障害認定基準に該当する障害の程度**があるか。

A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害

(1)統合失調症(F20) (2)うつ病・躁うつ病(気分(感情)障害)(F30—F39)

B 症状性を含む器質性精神障害

(1)認知症 (2)高次脳機能障害 (3)その他(F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害)

C てんかん(G4)

D 知的障害(F7)

E 発達障害(F8)